



## あいふるケアの住宅改修サービス

住宅改修の費用の9割、8割または7割が支給されます。

### 重要

改修工事着工前に申請が必要ですのでケアマネジャーに相談してください。

住宅改修サービスでは、介護を受けている方ひとりにつき、要介護度にかかわらず20万円を上限に費用の9割、8割または7割（保険給付額の上限は18万円、16万円または14万円）を給付します。20万円までであれば複数回改修を行うことも可能です。

※1 住民登録地以外で行う住宅改修の場合は保険給付対象外です。

※2 原則として、一旦費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割、8割または7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。

## 介護保険でできる住宅改修（身体状態に合わせて）



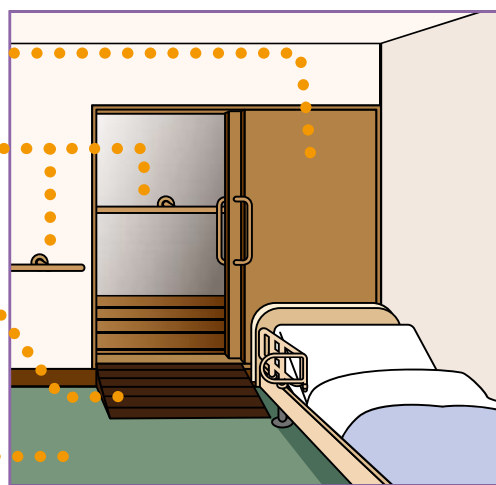
出入口のドアを  
引き戸等に取り替え

手すりの取り付け

段差解消のための  
スロープなどの設置

和式便器の洋式便器等  
への取り替え

滑り防止及び移動円滑化等  
のための床材変更など



## 住宅改修の相談から工事・支払いまでの流れ

介護保険の住宅改修には事前の申請が必要です。また、工事終了後には工事後の申請が必要になります。

### ●申請手続きの流れ

要支援1・2、要介護1～5の認定

住宅改修についてケアマネジャーに相談

住宅改修の事前申請  
市町村介護保険窓口に必要な書類を提出し、  
審査・確認を受けます。

事前申請審査・確認、着工許可

工事施工

工事後申請（入院中、施設入所中は申請できません）

住宅改修費（保険給付分）の支給

訪問調査  
（ケアマネジャー等による理由書の作成）

工事前の写真を  
必ず撮影しておいて  
ください。

### 必要な書類（工事前）

- 住宅改修実施届出書
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書（住宅改修の対象となる  
工事分が区分されたもの）
- 工事前写真（改修前の日付け入りの写真）
- 図面（平面図・見取り図等）
- 住宅の所有者の承諾書  
※被保険者と住宅の所有者が異なる場合

### 必要な書類（工事後）

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収証の写し
- 工事後の写真（改修後の日付け入りの写真）
- 委任状  
※被保険者以外に振り込む場合

手すり

歩行器

歩  
補助  
つえ  
行

スロープ

車いす

車いす  
付属品

移動用  
リフト

徘徊  
感知器

自動  
排水  
処理装置

特殊  
寝台

特殊  
寝台  
付属品

体位  
変換器

床ずれ  
防止用具

購入  
補助

一般  
レンタル

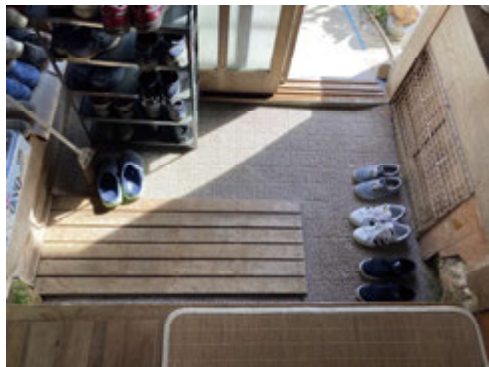


## あいふるケアの住宅改修サービス

### 改修工事：施工例①

#### 玄関土間コンクリート打設段差解消

改修前



改修後



#### 手すりの高さ変更・玄関上がり框施工

改修前



改修後



#### 床材張替え・フローリング化

改修前



改修後



#### 外手すり・スロープ施工

改修前



改修後



手すり

歩行器

歩  
補助  
つえ

ス  
ロー  
プ

車  
いす

車  
いす  
付  
属  
品

移  
動  
用  
リ  
フ  
ト

排  
徊  
感  
知  
器

自  
動  
排  
泄  
処  
理  
装  
置

特  
殊  
寝  
台

特  
殊  
寝  
台  
付  
属  
品

体  
位  
変  
換  
器

床  
ず  
れ  
防  
止  
用  
具

購  
入  
補  
助

一  
般  
レ  
ン  
タ  
ル



## あいふるケアの住宅改修サービス

### 改修工事：施工例②

#### 浴室リフォーム・段差解消

改修前



改修後



#### トイレ手すり取り付け

改修前



改修後



#### 浴室の手すり取り付け

改修前



改修後



#### 玄関エントランス舗装・段差解消

改修前



改修後



手すり

歩行器

歩  
補助  
つえ

ス  
ロープ

車  
いす

車  
いす  
付  
属品

移  
動用  
リ  
フト

排  
徊  
感  
知器

自  
動  
排  
泄  
処  
理  
装  
置

特  
殊  
寝  
台

特  
殊  
寝  
台  
付  
属品

体  
位  
変  
換器

床  
す  
れ  
防  
止  
用  
具

購  
入  
補  
助

レ  
ン  
タル  
一  
般